

令和4年（行ウ）第35号 建物解体撤去等差止請求事件

原告 野地秀一外86名

被告 北海道

## 第2準備書面

令和5年1月17日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

(主任) 原告代理人弁護士 原 洋 司

同 弁護士 芦 田 和 真

原告らは、本件に関連する司法制度改革の意義及び方向性並びに最高裁の判例（最判平18・3・30、民集60・3・948）及び広島地裁の裁判例（広島地判平21・10・1、判時2060・3）を参照する等により、原告らの令和4年12月21日付の第1準備書面について、以下のとおり補完する。

### 第1 改正行訴法の司法改革上の意義

1 平成16年の改正行訴法は、平成24年11月作成の改正行政事件訴訟法施行

状況検証研究会の報告書（以下「報告書」という、甲21）によれば、司法制度改革審議会の下において組織された司法制度改革推進本部の行政訴訟検討会による平成16年1月6日付の「行政訴訟制度の見直しのための考え方」を踏まえて立案制定されたものである（甲21の1頁）。

- 2 平成13年6月12日の司法制度改革審議会意見書（以下「意見書」という、甲22）は、最初の「I 今般の司法制度改革の基本理念と方向」において、日本国憲法によって立つ個人の尊重（憲法13条）と国民主権（同前文、第1条）が真の意味で実現されるために何が必要とされているかを明らかにすることを司法制度改革審議会の目的とするとしたうえで（6頁）、「行政に対する司法チェック機能については、これを充実・強化し、国民の権利・自由をより実効的に保障する観点から、行政訴訟制度を見直す必要がある」（8頁）、司法改革の三つの柱のうちの第三として国民的基盤の確立のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高め」（10頁）、「三権分立ないし抑制・均衡システムの中で、従前にもまして司法の果たすべき役割が一層重要になることを踏まえ、司法の行政に対するチェック機能の強化を図る必要がある。」（11頁）としている。

なお、意見書では、司法の国民的基盤を更に強固なものとして確立すべく、国民の司法参加のための方策を講じる。」（7頁）として、刑事訴訟制度における国民参加の制度すなわち今日の裁判員制度の確立を強く促している。

- 3 以上のとおり、改正行訴法の基盤となった司法改革そのものが、司法の行政に対するチェック機能の強化を図る必要を認め、かつ、国民の司法参加すなわち司法全体の民主化を強く指向している。

その結果、平成16年の改正行訴法においては、以上のような理念の下に、国民の権利利益の規定の整備、義務付け訴訟及び差止訴訟の法定、本案判決前にお

ける仮の救済制度の整備等の措置が講じられる結果となったのであるから、特にこれらの改正された行訴法の条項は、司法の行政に対するチェック機能の強化及び国民の司法参加すなわち司法の民主化の観点から解釈運用されていかなければならない。

- 4 なお、改正行訴法の附則第50条は、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」としており、当該附則に基づき組織された改正行訴法施行状況検証研究会は、平成24年11月に報告書をまとめ、「検討時間の制約との関係や提案された項目の内容・位置付け等を考慮し」て研究会においては取り上げなかった検討すべき課題の一つとして、行政訴訟についての裁判員制度の導入をあげており（2頁）、大方の懸念をよそに着実に定着をしつつある刑事訴訟における裁判員制度と同様に。行政訴訟における裁判員制度の実現もさほど遠いことではないと思われる。

## 第2 第三者の原告適格（法律上の利益と処分性）

### 1 原告らの主張

原告らは、第1準備書面において述べた通り、第一義的には原告ら北海道の住民は北海道百年記念塔の施設利用権ないしは施設利用の利益を有するから、被告北海道が北海道百年記念塔を解体撤去することは原告らの施設利用権ないしは施設利用の利益すなわち「法律上の利益」の侵害にあたり、かかる行政庁の行為は「処分性」を有すると主張するものである。

### 2 最高裁の判例の蓄積の帰結と趣旨

行政庁の行為の直接の名宛人でない者の原告適格については、一般的には第三者の原告適格として論じられているところであるが、第三者の原告適格は、最高裁の判例の蓄積によれば、結局のところ、ある行政庁の行為の根拠となった行政法規が、単に一般的公益を保護するための規制なのか、一般的公益の保護と同時に個別的利益をも保護する規制なのかという問題に帰着する。

ただし、一般的には利益の内容及び性質によって利益のうちの個別的利益の濃淡が微妙に変化するし、一般的公益と言ってもその実態は個別的利益の集積であることが多いから、両者の区別は実際にはかなり困難である。

してみれば、最高裁の判例が「個別的利益要件」を要求しているのは、憲法の規定、裁判所法3条1項及び行訴法42条からして、例外的に認められている民衆訴訟（住民訴訟、占拠訴訟）や機関訴訟を除いては客観訴訟は認められないから、差止訴訟の範疇が無制限に拡大して、本来主観訴訟であるべき差止訴訟が我が国では認められていない客観訴訟に限りなく近付いてしまうことを危惧する趣旨だと思われる。

### 3 被侵害利益に関する最高裁の判例の一般的傾向

最高裁の判例は、第三者の原告適格についても、行政庁の行為によって侵害される利益の内容及び性質が、生命、健康、身体及び生活環境上の利益である場合には、もんじゅ訴訟判決（最判平4・9・22、民集46・6・572）や開発許可取消訴訟判決（最判平9・1・28、民集51・1・250）や総合設計許可取消訴訟判決（最判平14・1・22、民集56・1・46）や小田急高架訴訟判決（最判平17・12・7、民集59・10・2645）などのように、一般的に原告適格を認めることに積極的であるし、日常生活や社会・経済生活上の利益である場合にも、里道用途廃止訴訟判決（最判昭和62・11・24、判タ

675・111)のように、原告適格を肯定する余地を認め、財産上の利益や環境利益などについては原告適格を認めるのに消極的だとされているが、風俗営業許可取消訴訟判決（最判平6・9・27、判タ871・135）のように、一定の範囲内で原告適格を認めている。

#### 4 最高裁の民事判例及びこれに依拠した広島地裁の仮の差止訴訟の裁判例

##### (1) 最高裁の画期的な民事判例

ところが、最高裁は、そのような状況の中で、平成16年の景観法制定及び行訴法改正の後、民事訴訟である国立マンション訴訟判決（最判平18・3・30、民集60・3・948）において、「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（以下「景観利益」という。）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である。」として、景観利益が法律上保護に値するものであることを認めた。

##### (2) 広島地裁の仮の差止訴訟の裁判例（鞆の浦訴訟判決）

さらに、鞆の浦訴訟判決（広島地判平21・10・1、判時2060・3）は、この最高裁の判例を引用して、「鞆港からは、瀬戸内海の穏やかな海とそれに浮かぶ島々を眺望でき、これと港自体の風景、すなわち、弓状になった海岸線、海に突き出た波止、岸壁に設置された雁木、港中央に佇立する常夜燈、高台にある船番所跡と、上記関連事実として認定した古い町並みや歴史的な出来事にゆかりのある建造物等とが相俟って、全体として美しい風景を形成して

いる。加えて、上記の港湾施設として各遺構や古い町並み及び建造物等は、鞆が、長年にわたり港町として栄え、歴史的出来事や幾多の人々の経済的、政治的、文化的な営みの舞台となってきたことを物語るものであることからすれば、上記風景は、美しい景観としての価値にとどまらず、全体として、歴史的、文化的価値をも有するものといえる（以下、この全体としての景観を「鞆の景観」という。）。そして、この鞆の景観がこれに近接する地域に住む人々の豊かな生活環境を構成していることは明らかであるから、このような客観的な価値を有する良好な鞆の景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者の景観利益は、私法上の法律関係において、法律上保護に値するものというべきである。」（以上、傍点は原告ら代理人）とし、「公水法4条3項は、埋立てに関する工事の施工区域内における「公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者」がある場合で、その者が埋立てに同意しないときは、その埋立てによって生じる利益の程度が損害の程度を著しく超過するか、又は、その埋立てが法令により土地を収用又は使用することのできる事業のために必要でなければ、埋立免許をすることができない旨定めている。さらに、公水法6条は、埋立免許を付与された者につき、上記の『公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者』に対して損害を補償し、又はその損害の防止の施設を設けなければならない旨を規定している。そして、公水法5条は、「慣習ニ依リ…公有水面ニ排水ヲナス者」

（以下「慣習排水権者」という。）は、上記の「公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者」に当たると規定している（4号）。以上の規定にかんがみれば、公水法は、慣習排水権者の有する公有水面に対する排水の権利を、専ら一般的公益の中に吸収解消するにとどめず、これを個別的利益としても保護する趣旨を含むと解されるから、慣習排水権者は、埋立免許処分につき行訴法所定の法律上の利益を有する者に当たるといえる。」（以上、傍点は原告ら代理人）として、地域住民に「法律上の利益」を認めた。

5 上記の最高裁の判例及び広島地裁の裁判例に沿って本件について検討する。

(1) 民事上の保護に値する利益

- ① 北海道百年記念塔は、第1準備書面で詳論したとおり、北海道開拓の基礎を培ってくれた多くの人々に対する感謝と慰霊の念と次の百年に向かって郷土を建設する道民の決意とを象徴する北海道開拓の歴史を体現した記念物（モニュメント）であるから、下記のとおり周辺地域の校歌・校章に採用されるなどして、北海道の住民が、北海道百年記念塔が存在していること並びにその鑑賞、利用及び活用を通して、建設から50年以上にわたり、北海道という地域に特有の歴史的感覚、芸術的情緒及び文化的価値を喚起し醸成し維持することに大いに寄与してきたものであり、北海道の住民の帰属感、連帯感、一体感、歴史観、責任感及び使命感を象徴することにより開拓の過去から未来へのつながりという郷土愛を形成する役割を担ってきたもので、いわば北海道の住民の地方自治の本旨の象徴でもある。北海道百年記念塔は、北海道の住民にとって、単なる物質的な価値だけではなく、上記のような極めて大きく重要な歴史的、文化的及び精神的な価値を体現し象徴するものである。

記

1) 校歌及び校章（7校）

札幌市－厚別東小（甲24の1）、厚別北小（甲24の2）、厚別北中（甲24の3）、もみじ台南中（甲24の4）

江別市－文京台小（甲24の5）、大麻東中（甲24の6）、北海道大麻高（24の7）

II) 校歌のみ

札幌市－厚別通小（甲24の8）、共栄小（甲24の9）、もみじ台中  
（甲24の10）

江別市－大麻中

III) 校章のみ

札幌市－ひばりが丘小（甲24の11）、みずほ小（閉校・甲24の1  
2）

- ② したがって、北海道百年記念塔は、単なる物質的物理的な価値にとどまらず、建設から50年以上にわたり、北海道の住民を中心として鑑賞、利用、活用され、上記のとおり周辺地域の校歌・校章に採用されるなどして、北海道という地域に特有の歴史的感覚、芸術的情緒及び文化的価値を喚起し醸成し維持することに大いに寄与してきたものであり、北海道の住民の帰属感、連帯感、一体感、歴史観、責任感及び使命感を象徴することにより開拓の過去から未来へのつながりという郷土愛を形成する役割の一端を担ってきたもので、いわば北海道の住民の地方自治の本旨の象徴でもある。加えて、建設から50年以上、鑑賞、記憶喚起、利用及び活用される中で、既に北海道百年記念塔が存在する北海道に住む人々の豊かな歴史的、文化的、教育的及び精神的な価値を構成していることは明らかである。

以上から、このような客観的な価値を有する北海道百年記念塔が存在する北海道の地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している住民の利益は、私法上の法律関係において、法律上の保護に値することは明らかである。

(2) 「法律上の利益」

第1準備書面で詳論した被告北海道の行為の根拠条文の地自法149条6・

7号及びそれと趣旨・目的を共通する憲法92条、地自法1条、同条238条の4第1・7・9項、同法238条の5第4・5項、同法244条2・3項、同法244条の2第2項、同法244条の4及び地財法8条甲、244条の関連法令の趣旨・目的、就中、公用又は公共用に供するため必要が生じた場合に使用者の損失を補償することなくその許可を取り消すことができるとの規定（地自法238条、同法238条の4、同法238条の5）及び公の施設を利用に関する地方公共団体の処分不服がある住民に行政不服申立を認める第三者保護につながる手続的規定（同法244条の4）をも勘案すると、被告北海道の行為の根拠関連法令は、公有財産の中でも公共用財産及び公の施設である北海道百年記念塔については、北海道の住民が被告北海道の公共用財産及び公の施設の管理処分権の行使の単なる反射的利益を享受しているにすぎないとして一般的公益の中に吸収解消するにとどめず個別的利益としても保護する趣旨を含むと解されるから、北海道の住民に北海道百年記念塔を利用する権利ないしは利益そのものが認められていると言うべきであり、個々人の個別的権利ないしは利益であることは明らかであるから、北海道の住民は、被告北海道による北海道百年記念塔の解体撤去について行訴法上の「法律の利益」を有するものに当たる。

- 6 なお、本件における鞆の浦訴訟と訴訟要件上の問題として共通する部分をさらに指摘しなければならない。

つまり、鞆の浦の景観が埋立等により一度破壊されてしまえば二度と戻すことは極めて困難ないしは不可能であるという損害回復の不可逆性を有するところ、北海道百年記念塔も一度解体撤去すれば、仮に同じデザインで再建築したところで、50年以上にわたり北海道民の思いを受け止めてきたものではなく、単なる似非北海道百年記念塔にすぎないのは明らかであるから、北海道百年記念塔が有する歴史的文化的精神的価値を蘇らせることは極めて困難ないしは不可能であり、

そこに損害回復の不可逆性を顕著に有している。

また、前記の国立マンション訴訟判決によれば、北海道百年記念塔の解体撤去を阻止する方法は民事的にはないから、行政訴訟である差止訴訟による以外に被告北海道による北海道百年記念塔の解体撤去を阻止する方法はなく、北海道百年記念塔の保存のためには裁判所による行政へのチェック機能を発動が不可欠である。

### 第3 差止訴訟及び取消訴訟における訴訟要件について

- 1 原告らは、これまで第1準備書面及び第2準備書面において、差止訴訟の訴訟要件について主張してきた。第1準備書面で指摘したとおり、差止訴訟においては、訴訟要件と本案要件が明確に区別されることなく相互に入れ子状態になって循環論的な性質を有しているだけでなく、訴訟要件の中でも各要件が相互に入れ子状態になって循環論的な性質を有している。そのため、具体的な事例においては、訴訟要件のある一つの要件を論じているうちに、必然的に他の訴訟要件や本案の要件にも言及することになったりまた戻ったりと極めて使い勝手の悪い法律になっている。

平成16年の改正行訴法も、旧来の規定に付加する形で改正がなされたため、このような複雑な構造が温存されており、加えて、最高裁の判例をほとんどそのまま引用したかのような条文もあり（9条2項）、残念ながら早期に整理のための根本的な改正が望まれる。

- 2 このような事態に立ち至ったのは、オットー・マイヤーの権威主義的で未だ不十分な民主政の理念に基づく行政行為論（官庁が公法の領域で個々の事例を規律するために行い、直接の法効果が外部に向けられる全ての処分、決定その他の高権的措置という概念）が、我が国の行政法の基礎となったためであり、戦後にお

いてすら、行政行為に公定力、自力執行力及び不可争力等の効果が付与されている法的理由すら明らかではなかった。しかし、現在の我が国においては、これらの効力は、行政事件訴訟法や個々の授權法規（行政行為をする権限を行政機関に与える法令）が定められた帰結として導かれるにすぎないとするのが通説である。つまり、国会という民主的な機関により制定された法律に基づき行政権が執行するから行政行為がこれらの効果を有するにすぎないのである。我が国の憲法からして、いかなる権力の根源も最終的には国民に置かれねほならない。

- 3 以上のような方向性から検討する限り、平成16年の行訴法の改正とその後の判例と裁判例は、行訴法における戦後における何回目かのパラダイムシフトである。

司法制度改革の意見書、平成16年の改正行訴法及び報告書は、司法による行政のチェック機能の強化と司法の民主化へ我が国が舵を切ったことを鮮明に表しており、差止訴訟及び取消訴訟における司法による行政のチェック機能の強化と司法の民主化の推進は今後も押し進められるものと思われる。

つまり、差止訴訟及び取消訴訟の訴訟要件については、あくまでも私見ではあるが、「処分性」の要件は客観訴訟になることを阻止するための「行政庁の行為」の要件に収斂され、「法律上利益の」要件が訴訟要件の中心となり、生命、身体、財産及び環境等の利益の種類及び態様並びに侵害の態様及び程度が個々の事例において検討され、とりわけ従来の「法律上の利益」の範囲を拡大する必要がある場合には「重大な損害」や「不可逆性」の要件が重要視されていくのではないかと考える。

なぜなら、個別的利益がかなり多くの人に認められる事案においては、どうしても個々人における法律上の利益の希釈化はやむを得ないが、そのような場合には、損害の重大性ととりわけ損害回復の不可逆性及び他にとりうる手段がないという観点から「法律上の利益」の検討がなされなければ、被害の救済の方途がなく

なるからである。

- 4 最後に、以下に原告ら代理人と同年齢のパリ第4大学の社会心理学の元准教授で、哲学、法学、社会心理学という学際的な研究で成果を上げている小坂井敏昌著の「答えのない世界を生きる」（甲23）の一節を引用して、本準備書面を終える。小坂井は、「責任という虚構」や「人が人を裁くということ」などの著書で法律の根本的な問題にも鋭く切り込んでおり、その卓見には目を見張るものがある。なお、彼は本著の出版時において准教授という立場であるが、これは偏に彼の生き方によるものであり、彼の能力を表すものではない。

「文科系の学問に即効性はない。実学として有益なのは法律ぐらいか。教育学、経営学、経済学も実際の現場で役立つか疑わしい。外国語は大学で勉強しても身につかない。哲学・文学・歴史、言語学、文化人類学・社会学・心理学に存在意義はあるのか。パリに住む翻訳家WK氏が良い意見をくれた。

文科系学問には、方法的な懐疑を学び、「真実」「常識」「定説」とされているものを常に相対化し、歴史的な文脈の中に置き直して考える思考法を身に付ける意味合いや有用性があると思います。僕はこれを広義の「史学」と「物語研究」という形でとらえて、いろいろ考えてます。

日本では「文学部」といっても、狭義の文学の勉強をする人が多数派とは限らず、歴史学・心理学・社会学・言語学・哲学などがむしろ多いかもしれません。これらの学問の各々について僕は、（研究者になるのではない）一般の学生にとっては、その現在の先端的な理論達成や知識の集積を学ぶこと以上に、学問としての発祥と成立の流れを辿り直して、各時代において犯された認識の誤り、その時代には見過ごされてしまった理論的な矛盾などの原因を追求することが重要だと思います。それは我々の認識や思考のメカニズ

ムの歪みを学ぶことにつながるからです。

過去の作品群を分析することで、その時代に社会を支配していた世界観や信仰の体系や特徴的な思考法、それらを包括する共通の大きな物語の枠組みを探求する。優れた作品はこうした大きな物語を反映し、具体的に表現する一方で、物語の変容を促す力（それを異端や逸脱の力と言ってもいいかもしれませんが）を発揮することがあります。こうした物語と作品のダイナミクスを研究するのが文学史であり、文学研究の醍醐味でしょう。その意味で、これは広義の史学であり、また、エピステーメ（後註1）研究や「知のアルケオロジー（後註2）」の一分野なのだと考えています。

そして、これが肝心なところですが、こうした「史学」は我々の現在の生を束縛している制度やシステムや常識や倫理に対して批判的な距離をとり、その根拠を問い直し（根拠のなさを感じて）、そこから自由になることを可能にしてくれます。文科系学問の良さはこの自由の獲得にある、と僕は思っています。

イギリスの哲学者アルフレッド・ホワイトヘッドは言った。

「西洋の哲学はどれもプラトンの脚注にすぎない」

2500年前にすでに基本的問いが提示され、答えもほぼ出尽くしているならば、学問の進歩という考え自体が意味を失う。何故、我々は繰り返し古典を学び、先達が格闘した問いに改めて立ち向かうのか。生老病死・存在・時間・愛・悪など、どのテーマをとっても究極的な答えはない。それでも問い続けるのは何故か。

大学の理想的姿を論ずる際にしばしば参照されるジャック・デリダ『条件なき大学』やピエール・ブルデュ『パスカルの省察』の主張も、シュラノ・アマハーやフンボルトなど十九世紀ドイツ啓蒙主義者の論考と同様に、国家権力や経済的圧力から逃れ、大学が自由な思考の場として確保される重要性を説く。

有意義な思想や価値を大学が生むという暗黙の前提がそこにある。だが、それは楽観論である。

「普遍的真理を目指して努力する」

「努力すれば、世界は良くなる」

この常識がそもそも誤りだ。

普遍的価値とは何か。それは特定の時代や社会・文化に依存しない、つまり人間の主観から独立して自存する価値である。近代以前では世界秩序の根拠を神や自然に求めていた。カトリックという形容詞は「普遍的」を意味するギリシア語カトリコスに由来する。殺人が悪なのは神がそう定めたからだ。普遍的価値が存在し、それに背くからだ。こう考えられてきた。

しかし個人という自律的人間像を生み出した近代は、人間を超越する神や自然という〈外部〉を否定し、共同体の内部に留まったままで社会秩序を正当づけようと試みる。神や自然の権威を認めなければ、人間の世界を司る道德や法は人間自身が制定しなければならない。だが、人間が善悪を判断する以上、どのような秩序を選んでも、それが正しい保証はない。過去より良くなるかどうかもわからない。

普遍的だと信じられる価値は、どの時代にも生まれる。しかし確実な答えだと我々の眼に映っても、時代とともに変遷する以上、普遍的価値ではありえない。何をしても良いということではない。各社会・時代の中で悪と映る行為に我々は怒り、悲しみ、罰する。認識論としての相対主義と裁きの必要は何ら矛盾しない。人間は社会的かつ歴史的なバイアスの中でしか生きられない。社会が伝える言語・道德・宗教・常識・イデオロギーなどをすべて除いたら、人間の精神は消滅する。生きるとは、考えるとは、そういうことだ。」

後註1) フランスの著明な哲学者ミシェル・フーコーが提唱した哲学的概念。

ある時代の社会や人々の生産する知識のあり方を特定付け、影響を与え

る、知の「枠組」といったように捉えられる。

後註2) ミシェル・フーコーが提唱した哲学的概念。主題の概念を成り立たせている時代の無意識的な構造を明らかにする手法

付 属 書 類

1	証 拠 説 明 書	1	通
2	甲第21及び24号証写	各	1

以 上

令和4年(行ウ)第35号 建物解体撤去等差止請求事件

原告 野地 秀一 外 86 名

被告 北海道

## 証拠説明書

令和5年1月17日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告代理人弁護士 原 洋 司

同 弁護士 芦田 和 真

甲	枝番	標目	作成年月日	作成者	立証趣旨	原写
21		改正行政事件 訴訟法施行 状況研究会 報告書	平成24年 11月	改正行政事件 訴訟法施行 状況研究会	行訴法における今後の課題	写
22		司法制度改革 審議会意見書	H13.6.12	司法制度改革 審議会意見書	司法制度改革の趣旨・目的	写
23		答えのない 世界を生きる	H29.8.10	小坂井敏晶	行訴法の世界では パラダイムシフトが 起きていること	写
24	1	札幌市立 厚別東小学校 ホームページ	R5.1.16	厚別東小	校章と校歌に 北海道百年記念塔が 採用されていること	写
24	2	札幌市立 厚別北小学校 ホームページ	(不明)	厚別北小	校章と校歌に 北海道百年記念塔が 採用されていること	写
24	3	札幌市立 厚別北中学校 ホームページ	(不明)	厚別北中	校章と校歌に 北海道百年記念塔が 採用されていること	写

24	4	札幌市立 もみじ台小学校 ホームページ	(不明)	もみじ台小	校章と校歌に 北海道百年記念塔が 採用されていること	写
24	5	江別市立 文京台小学校 ホームページ	(不明)	文京台小	校章と校歌に 北海道百年記念塔が 採用されていること	写
24	6	江別市立 大麻東中学校 ホームページ	(不明)	大麻東中	校章と校歌に 北海道百年記念塔が 採用されていること	写
24	7	北海道 大麻高等学校	(不明)	大麻高校	校章と校歌に 北海道百年記念塔が 採用されていること	写
24	8	札幌市立 厚別通小学校 ホームページ	(不明)	厚別通小	校歌に 北海道百年記念塔が 採用されていること	写
24	9	札幌市立 共栄小学校 ホームページ	(不明)	共栄小	校歌に 北海道百年記念塔が 採用されていること	写
24	10	札幌市立 もみじ台中学校 ホームページ	(不明)	もみじ台中	校歌に 北海道百年記念塔が 採用されていること	写
24	11	札幌市立ひばり が丘小学校 ホームページ	(不明)	ひばりが丘小	校章に 北海道百年記念塔が 採用されていること	写
24	12	札幌市立 みずほ小学校 ホームページ	(不明)	みずほ小	校章に 北海道百年記念塔が 採用されていること	写